

第1期 八代市成年後見制度利用促進計画 概要版



成年後見制度はどんな制度？

成年後見制度とは、認知症、知的障がい若しくは精神障がいなどで、判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組みです。主に以下の2つの支援を行います。支援を行う人を「成年後見人等」、支援を受ける人を「成年被後見人等」と呼びます。

財産管理

成年被後見人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などについての助言や支援を行います。通帳や証書の保管、賃貸不動産の管理なども行います。

身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き、費用の支払いなど、日常生活に関わってくる契約などを支援します。入院時には費用の支払い等も行います。

成年後見制度の種類



成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」に大別されます。

法定後見制度

本人の判断能力が不十分になったときに、本人や配偶者、4親等内の親族などが家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が本人に合う成年後見人等を選びます。この場合、本人の判断能力の程度によって、さらに3類型に分けられます。

本人の状況	後見の種類	支援内容
判断能力が欠けている	成年後見 (成年後見人)	財産を管理し、利用者本人に代わって契約を交わしたり、本人が誤って交わしてしまった不利益な契約を取り消すことができます。
判断能力が著しく不十分	保佐 (保佐人)	借金や相続、家の増改築など重要な契約には、保佐人の同意が必要です。保佐人の同意を得ずに交わされた契約は、取り消すことができます。また、家庭裁判所が定めた範囲に関して、契約の代理を行います。
判断能力が不十分	補助 (補助人)	家庭裁判所が定めた範囲に関して、契約の代理や取り消しなどを行います。

任意後見制度

本人が、「将来認知症などになったときの財産管理などが不安」という場合に、事前に成年後見人等を選んでおき、その人と契約を結んでおきます。この場合の成年後見人等を「任意後見人」と呼びます。本人の判断能力が不十分になったあと、財産管理や身上保護など事前に契約で定めたことを行います。ただし、本人が行った法律行為を取り消す権限はありません。

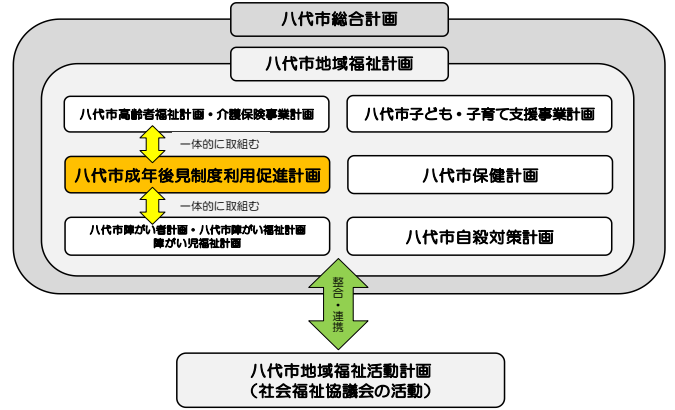
1. 計画策定の目的

- 平成12年以降、高齢・障がい福祉分野において法整備が進み、社会福祉サービスの利用については、措置制度から契約制度へと移行しています。
- 判断能力が不十分な人は、日常生活や社会生活を営む上で様々な課題や困難が生じてしまう恐れがあるため、不利益を被ることなく、社会福祉サービス等を利用できるよう、成年後見制度が開始されました。
- 成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がいのある人を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律を制定し、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。
- 本市においても、全国の傾向と同様、制度利用が進んでいないことから、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するために、八代市成年後見制度利用促進計画を策定します。

2. 計画の位置づけと計画期間

- 関連計画である「八代市高齢者福祉計画・第8期八代市介護保険事業計画」、「第4期八代市障がい者計画」と一体的に連動して取り組み、「第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画」とその他関連計画との整合、連携を図ります。

○計画期間：令和3年度～令和5年度



3. 成年後見制度に関する現状

(1) 高齢化率、認知症高齢者数、手帳所持者数、制度利用者数推移

高齢化率は、年々増加傾向にあります。

また、制度利用対象者となる認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある人も毎年増加しています。この他にも、周囲に把握されていない人も存在すると思われるため、さらに多いことが予想されます。

	H30	R2
高齢化率	32.7%	33.9%
認知症高齢者数	5,371人	5,473人
療)手帳所持者数	1,501人	1,624人
精)手帳所持者数	1,289人	1,373人
制度利用者数	169人	164人

しかし、制度利用者は減少しており、制度利用が進んでいない状況です。

(2) 市民の認知状況 (市民アンケートから)

成年後見制度を「聞いたことはある」「初めて聞いた」高齢者は56.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない人」「名前も内容も知らない」障害者手帳所持者は65.2%であることから、高齢者も障がいのある人も、制度を詳しく知らない人が半数以上であり、市民に広く制度が認知されていない状況です。

(3) 福祉関係機関の制度理解 (福祉関係機関への調査から)

成年後見制度に関する研修等を行っている事業所は、50事業所中34事業所という状況です。

事業所によって、研修体制や内容に違いがあり、制度理解の差が発生していると予想されます。

(4) 制度に関して不足するもの (福祉関係機関への調査から)

「市民向け取組」「相談先の明確化」が特に不足しているという意見が多くあります。

(5) 専門職後見人の受任状況 (専門職団体への調査から)

成年後見人等の仕事は、利用者本人が判断能力を取り戻したり、利用者本人が亡くなるまで続くため、一人あたりの受任件数は増加し続けており、成年後見人等のスムーズな選任ができていない状況があります。

4.

見える課題

《課題①》
成年後見制度自体が知られていない

《課題②》
成年後見制度に関する支援体制が明確化されていない

《課題③》
成年後見人等の担い手が少ない

5. 基本理念

一人ひとりが尊重され、誰もが安心して暮らせるまち やつしろ

認知症や精神上的の障がいにより判断能力が不十分であったとしても、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人らしい日常生活を営むことができるよう、成年後見制度の利用体制を整備し、対応を強化していくことを目指します。

6. 施策の展開

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げ、以下の主要施策に取り組みます。

課題	基本目標	主要施策
① 成年後見制度自体が知られていない	成年後見制度の 広報・啓発	【主要施策1】 広報機能の充実（重点施策） ○市民向けの講演会の開催、市ホームページ、広報やつしろ、エフエムやつしろ、リーフレット等を活用して、市民に身近な制度となるよう広報活動に努めます。 【主要施策2】 関係機関の理解促進（重点施策） ○制度利用が必要な人を発見し、相談・利用につなげることができるよう、福祉関係機関、金融機関、地域の民生委員等に研修を行い、制度の理解を深めます。
② 成年後見制度に関する支援体制が明確化されていない	権利擁護支援の 地域連携ネットワークづくり	【主要施策3】 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・整備（重点施策） ○医療・保健・福祉の連携に司法も含めた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。 【主要施策4】 成年後見制度利用者のための相談体制の構築 ○市民及び医療・福祉関係機関からの成年後見制度に関する相談の窓口として、中核機関を設置し、必要に応じて、地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会と連携し、相談に対応します。 【主要施策5】 本人に寄り添った成年後見人等の選任に向けた取組 ○成年後見人等を選任する家庭裁判所に本人を取り巻く支援状況等を的確に伝えることができるよう、連携体制をつくります。 【主要施策6】 成年後見等開始後の成年後見人等に対する相談体制の構築 ○成年後見人等選任後、成年後見人等が孤立することなく、日常的に相談できる体制を整備し、助言や指導等を行うバックアップ体制を作ります。
③ 成年後見人等の担い手が少ない	担い手確保に 向けた取組	【主要施策7】 成年後見人等の確保（重点施策） ○現在法人後見を担っている社会福祉協議会と連携・支援を進めるとともに、市民後見人及び法人後見受任法人の育成を図ります。 【主要施策8】 成年後見制度利用支援事業の充実 ○本人が成年後見人等への報酬を支払う資産がなく、成年後見人等が無報酬で支援をしている状況を改善し、受任しやすい環境をつくるために、報酬助成制度の見直しを検討します。

7. 計画の評価及び進行管理

本計画に基づく、各施策及び事業の進行管理を行い、達成状況や進捗状況の評価・点検し、必要に応じて見直しを図ります。

本計画の確認及び評価は、八代市成年後見制度利用促進審議会において、年度ごとに行っていきます。

成年後見制度のお問い合わせ先

	名称	ところ	電話番号
成年後見支援センター	八代市長寿支援課	松江城町1-25	33-4436
	八代市障がい者支援課	松江城町1-25	35-0294
	熊本家庭裁判所八代支部	西松江城町1-41	32-2176
	八代市社会福祉協議会	本町一丁目9番14号	62-8228
地域包括支援センター（高齢者）	第1地域包括支援センター（ふるさと） 担当地区：鏡・東陽・泉	鏡町内田742番地2	53-2601
	第2地域包括支援センター（やまびこ） 担当地区：太田郷・昭和・龍峯・千丁	上日置町2345番地	30-8071
	第3地域包括支援センター（だいち） 担当地区：松高・八千把	井揚町3100番地	45-5568
	第4地域包括支援センター（しおかぜ） 担当地区：代陽・八代・麦島・郡築	郡築一番町180番地1	37-3337
	第5地域包括支援センター（くまがわ） 担当地区：植柳・高田・金剛・宮地	植柳上町683番地1	35-1111
	第6地域包括支援センター（おれんじ） 担当地区：日奈久・二見・坂本	日奈久塩南町146番地7	38-3373
（障がいのある人） 一般相談支援事業所	かんねさこ荘相談支援事業所	松江本町5-15（かんね内）	45-9012
	地域生活相談支援センター すまいる	大村町720-1	32-2333
	氷川学園相談支援事業所 風舎	八代郡氷川町宮原1167-2	62-4081

令和3年3月 八代市健康福祉部長寿支援課 作成

〒866-8601 八代市松江城町1-25

TEL：0965-33-4436

FAX：0965-33-8983

メール：choju@city.yatsushiro.lg.jp

